

八幡市医療的ケア児保育事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、日常生活を営むために医療的ケアを必要とする就学前の児童（以下「医療的ケア児」という。）であって、集団での保育又は教育（以下「保育等」という。）が可能であると教育長が認めたものが、看護師を配置する八幡市内保育所等（以下「保育施設」という。）において保育等を利用し、保育施設において安心安全な生活を送ることができるよう支援する八幡市医療的ケア児保育事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要領において、「医療的ケア」とは主治医の指示に基づき保育施設において実施される疾病等の治療を目的としない医療行為をいう。

2 保育施設において実施の対象とする医療的ケアの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 喀痰吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) 酸素管理
- (5) 薬剤投与
- (6) その他主治医の指示のもと、保育施設において実施可能なケア

(医療的ケアの対象となる児童)

第3条 医療的ケアの対象となる児童は、市内に居住し、次に掲げる要件を全て満たす児童とする。

- (1) 疾患があるものの、入院して治療する必要がなく、容態が安定している児童。
- (2) 集団保育が可能な児童。
- (3) 同行受診、面談、医療的ケアの手技指導その他の方法で主治医と連携を図ることができること。
- (4) 保育施設の入所時において、保護者による医療的ケアの提供の下、在宅で安定した生活を送っており、病状の悪化が予見されないこと。
- (5) 感染症による基礎疾患の悪化及び合併症の発症の可能性が低いこと。

(医療的ケア実施の申込み)

第4条 医療的ケアの実施を希望する医療的ケア児の保護者（以下「保護者」という。）は、医療的ケア児保育実施申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 医療的ケア児調査票（様式第2号）
- (2) 医療的ケア児に関する主治医の意見書（様式第3号）
- (3) 医療的ケア児の保育に関する同意書（様式第4号。以下「同意書」という。）

- 2 保護者は、前項の規定による申込みのほか、入園申込書により保育施設の利用の申込みを行わなければならない。ただし、既に保育施設において保育等を利用している医療的ケア児の保護者については、この限りではない。

(検討会議)

第5条 教育長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、医療的ケアを安全かつ適正に実施するため、速やかに医療的ケアの実施に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

- 2 検討会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 子育て支援課長
- (2) 子育て支援課長が指名する保育施設の施設長
- (3) 子育て支援課長が指名する保育施設の看護師
- (4) 子育て支援課担当職員
- (5) その他教育長が必要と認める者

(医療的ケア実施の可否の決定)

第6条 医療的ケアの実施の可否については、検討会議の結果を踏まえて教育長が決定する。

- 2 教育長は、前項の規定により実施の可否を決定したときは、医療的ケアの実施に係る検討会議の結果通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。

(医療的ケア実施の決定)

第7条 前条第2項の規定により医療的ケアの実施が可能である旨を通知された保護者は、入園の承諾を受けたときは、速やかに医療的ケア指示書（様式第6号。以下「指示書」という。）を受入れ先の保育施設（以下「実施保育施設」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による指示書の提出があったときは、その内容を確認の上、実施保育施設において実施する医療的ケアの内容を決定し、その結果について医療的ケア実施承諾書（様式第7号）により保護者から承諾を得るものとする。
- 3 教育長は、前項の規定による保護者の承諾を確認したときは、保護者に対し、医療的ケア実施決定通知書（様式第8号）により保護者に通知するものとする。
- 4 実施保育施設の施設長は、既に保育施設において医療的ケアを実施している児童の指示書の内容に重要な変更が生じる場合は、教育長に報告するものとする。教育長は当該報告を受け、必要に応じて検討会議を開催することができる。

(看護師の業務)

第8条 看護師は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 指示書に基づく医療的ケアの実施
 - (2) 医療的ケアの実施内容の記録
 - (3) その他教育長が必要と認める事項
- (実施保育施設の責務)

第9条 実施保育施設は、次に定める責務を負うものとする。

(1) 救急搬送する医療機関、主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等を整理し、これに基づき緊急体制を整備するとともに、実施保育施設内の職員に周知徹底を図ること。

(2) 緊急時には施設長の指示のもと適切に対応すること。

(3) 施設長は、医療的ケア児が安心して保育施設において生活できる環境を整えるため、看護師及び保育士等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めること。

(4) 医療的ケア実施中に、医療的ケア児の健康状態に異常が認められたときは、保護者及び主治医又は実施保育施設の園医に連絡するとともに、必要な応急処置を行うこと。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、次に定める責務を負うものとする。

(1) 教育長が必要と認める場合において、医療的ケアに係る面談を受けること。

(2) 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具及び消耗品（以下「消耗品等」という。）の準備、点検及び整備を行うこと。

(3) 主治医に対する診療報酬及び文書料並びに消耗品等の購入に係る費用を負担すること。

(4) 登園時の医療的ケア児の健康状態について、看護師又は保育士等に伝達すること。

(5) 定期的に医療的ケア児に主治医の診察を受けさせ、指示書の内容に変更が生じるときは速やかに実施保育施設に報告すること。

(6) 医療的ケアを実施できないと見込まれる日は、家庭保育を行うこと。

(実施状況の確認等)

第11条 教育長は実施保育施設における医療的ケアの実施状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行うこととする。

2 教育長は、必要に応じて、施設長、看護師、保護者その他教育長が必要と認める者を招集し、医療的ケア児に係る情報交換等を目的とするケース会議を開催することができる。ケース会議の開催にあたり、主治医に対して意見書の提出その他必要な協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年10月23日から施行する。